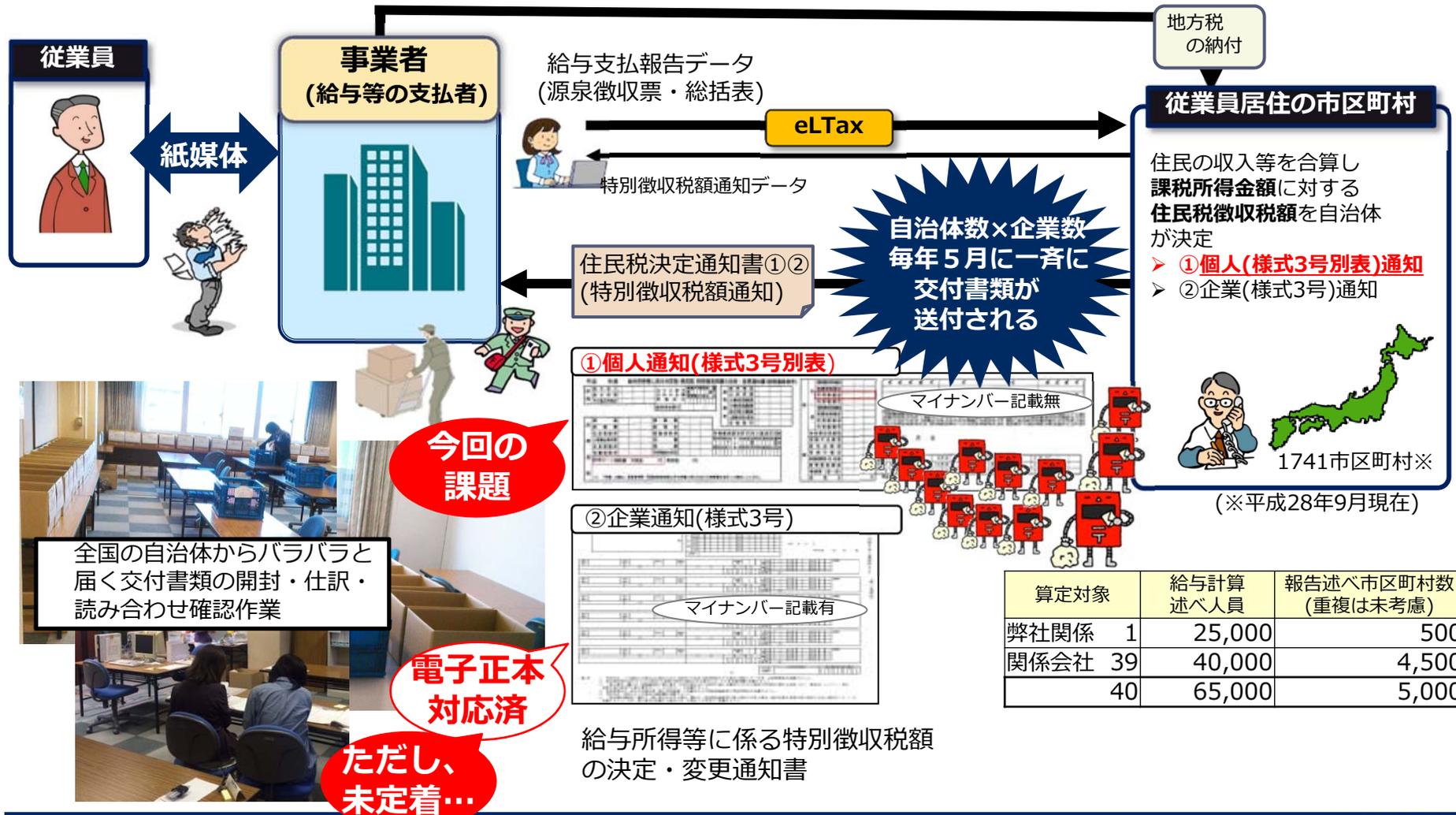


特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化に関する要望など

2017年11月7日 日本電気株式会社

1.市区町村からの特別徴収税額通知の受領など

- ◆ 企業は毎年5月に約1800の自治体から、全従業員分の特別徴収税額決定通知(企業通知、個人通知)が郵送等で一斉に送付される。
- ◆ 紙の企業通知を開封→内容確認→システム入力→保管する業務が間接コストとして発生。
- ◆ 紙の個人通知を開封→仕分け→従業員へ配布または郵送→仕分け業務のコストが発生。



2.個人通知(様式3号別表)の秘匿措置など

- ・ **個人通知(様式3号別表)**は、特別徴収税額のみでなく、主たる給与以外の給与(不動産、利子、配当等)の金額や所得控除(障害者、寡婦等)の該当有無が記載されることになっていること等から、(地方税法上は義務付けられていなくとも)苦情対策等の意図で**「秘匿措置」を実施する市区町村が増加**している。

現状課題

- ◆ 提供形式(封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ)は自治体独自で、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。(6月分給与から税控除と従業員への通知が必要なため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊)
- ◆ 「個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の記載内容に係る秘匿措置の促進 - 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん-(平成28年10月14日)」等により、**秘匿措置の拡大とともに、書類形式も多様化**。

- ・ 納税義務者(従業員)へ企業経由で自治体から交付される通知書の秘匿措置の一例。
(**サイズ、封入方法など、市区町村によって異なる**が、プライバシー配慮義務が強く求められている)

平成 年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

納税義務者氏名: 山本 太郎
住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先住所: 東京都千代田区千代田 1-1-1
勤務先名称: 株式会社山本太郎

平成 年 月 日

| | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 |
| 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 |

シーリング型

〒10423559 東京都中央区千代田 2-1-1
日本電気 株式会社

特別徴収義務者(会社名): 日本電気 株式会社

〒104-0492
東京都千代田区千代田 1-1-1
千代田市役所市民課課長室
電話 (03-5561) 6337 2525

平成26年 6月 14日

| | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 |
| 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 |

給与と所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

〈個人情報保護シール〉

このシールは、必ずご本人がはがし、内容をご確認ください。
※シールは一度はがすと、再度貼れません。

シール貼付け型

0677011

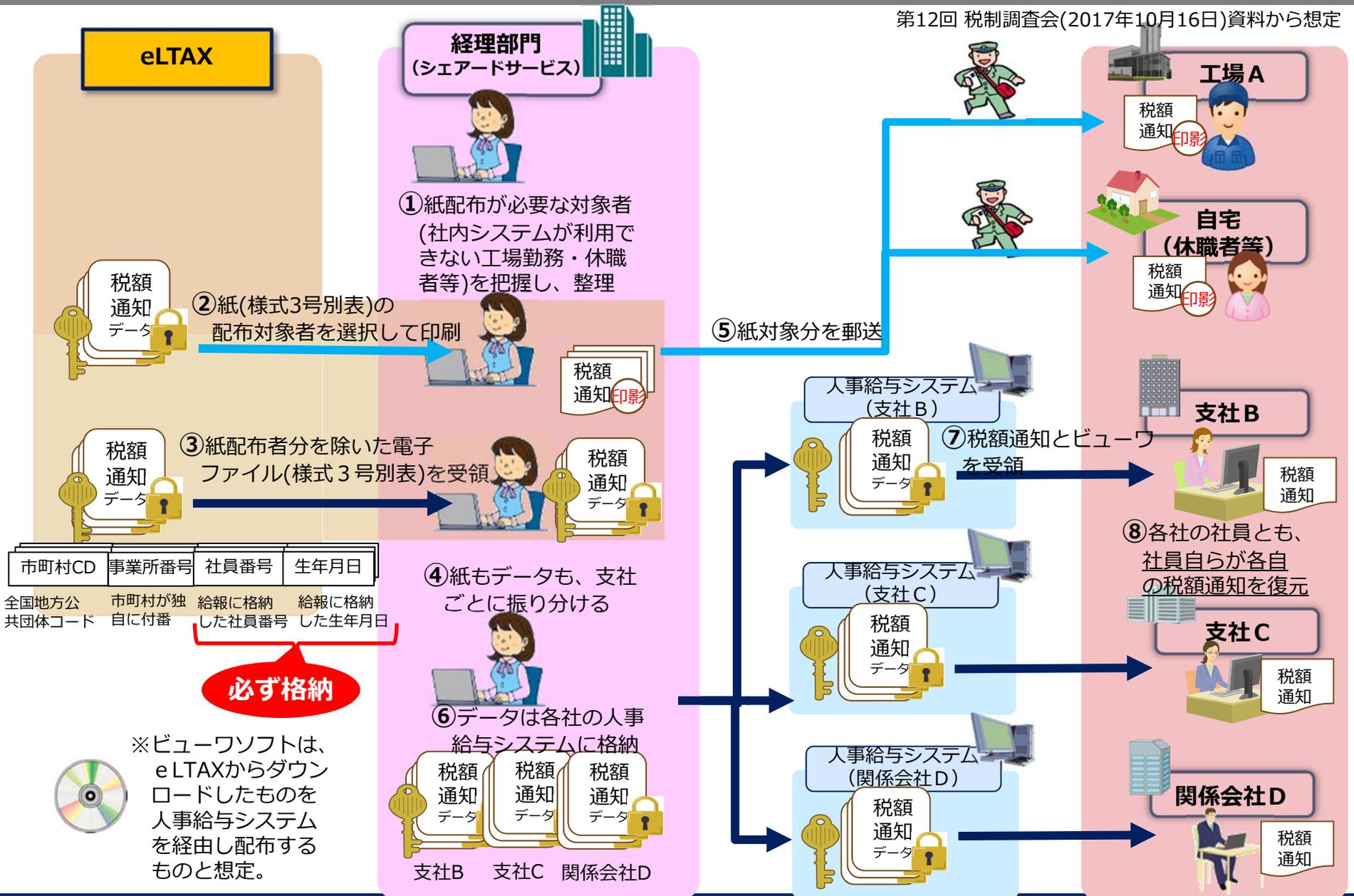
0677011

平成26年 6月 14日

| | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 |
| 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 | 5,850.00 |

3.個人通知(様式3号別表)の電子的な受領と社員配布(想定)

第12回 税制調査会(2017年10月16日)資料から想定



4.個人通知(様式3号別表)の受領にあたってのeLTAX機能要望

| | 利活用シーン | 要望事項 |
|---|---|--|
| ① | 紙配布が必要な対象者(社内システムが利用できない工場勤務・休職者等)を把握し、整理 | <ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)の一括印刷を可能にしていただきたいです。 ※なお、印刷はプライバシー配慮に関する対応を検討する必要があります。 |
| ② | 紙(様式3号別表)の配布対象者を選択して印刷 | |
| ③ | 紙配布者分を除いた 電子ファイル(様式3号別表) を受領 | <ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)データの一括抽出を可能にしていただきたいです。 |
| ④ | 紙も、データも、 支社ごとに振り分ける | <ul style="list-style-type: none"> 紙の一括印刷であれば、「事業所番号」+「社員番号」順に出力をお願いしたいです。 また、個人毎のデータファイルの名前には、「事業所番号」、「社員番号」、「生年月日」を含んでいただきたいです(生年月日はチェックの意図)。(ファイル名称は、文字化けを防ぐため、半角英数字と半角アンダーバーのみで構成) 秘匿措置を考慮した目隠し印刷を行う場合は、表面等に「事業所番号」+「社員番号」+「生年月日」を印刷いただきたいです。 (自動仕分けに対応するためOCR-Bで印刷) |

5.個人通知(様式3号別表)の受領にあたっての政策要望

**事業所(源泉徴収義務者)に関する番号は、各市
区町村で個々に異なるルールで付番し、管理され
ているため、シェアードサービス(企業グループ内
の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約す
る手法)の運用においては、振り分け作業に支障を
きたすことが想定されます。**

甲市役所での管理

| | |
|-------|--------|
| A社B支店 | 030001 |
|-------|--------|

| | |
|-------|--------|
| A社C支店 | 030002 |
|-------|--------|

乙町役場での管理

| | |
|-------|--------|
| A社B支店 | 085011 |
|-------|--------|

| | |
|-------|--------|
| A社C支店 | 085012 |
|-------|--------|

「社会保障・税番号大綱(2011.6.30)」P53には、「なお、**法人等の支店や事業
所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」
の付番は行わない。**他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方
を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、**国税の源泉徴収義務者
について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局
及び徴収義務者の事務処理の効率化を図る**こととする。」と記載されています。

個人通知の受領や従業員への配布について、シェアードサービスを活用する
場合にも支障のないように、**源泉徴収義務者に関する共通番号の活用を早期に
実現していただきたい**です。

\Orchestrating a brighter world

NEC